

特別条項に関する協定書

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、通常の需要を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫した期間の際の時間外労働につき次のとおり協定する。

記

(延長時間)

第1条 当該期間の延長時間は、原則として1か月40時間とする。

(特別延長時間)

第2条 当該期間において特に受注が見込まれる○○の場合には前項の時間を1か月70時間までとすることができる

(限度時間)

第3条 限度時間を超えることのできる回数は、6回までとする。

(割増賃金率)

第4条 時間外労働に対する割増率は、次の区分に従いそれぞれ適用する。

45時間までの時間	2割5分
45時間を超え60時間以下	3割
60時間を超える時間	5割

(期間)

第5条 本協定は平成21年1月1日より平成21年12月31日までの期間とする。
会社は前項までの合意にかかわらず、時間外労働を極力抑制し、安息時間の確保に留意するとともに、作業進捗状況に応じて担当者の健康状態を把握し、必要な場合には迅速適切に対処する。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○

従業員代表 ○○一郎 (印)

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○太郎 (印)